

令和8年2月

事業主殿

(一社)筑西労働基準協会長

職長等（第一線指導監督者）に対する教育の実施について

労働安全衛生法第60条の規程により、政令で定められた業種にあつては、新しい職長（その名称の如何を問わず、作業中の労働者を直接指導又は監督する者をいう。）に対し、一定の安全衛生のための教育を行わなければならないことになっております。

つきましては、標記の講習会を下記により実施いたしますので受講希望の皆様には、申込み手続きを進めて頂きたく此処にご案内申し上げます。

記

1. 対象業種 ・製造業一般 ・電気業 ・ガス業 ・自動車整備業 ・機械修理業 ・食料品製造業
(※詳しくは「労働安全衛生法施行令第19条」をご参考にしてください。)
2. 対象者 上記業種で、職長等現場監督者としての職務に就いているもので法定の職長教育を受けていない者、若しくは近い将来就任予定の者、その他必要と認められる者
3. 日時 令和8年3月26日(木)～令和8年3月27日(金) 9:00～16:10
4. 会場 (一社)茨城県トラック協会県西地区研修会館 (住所:茨城県筑西市乙1154)
5. 定員 30名
6. 受講料

協会会員様	受講料	14,300円(税込)	テキスト代	880円(税込)
			合計	15,180円
非会員様	受講料	16,500円(税込)	テキスト代	880円(税込)
			合計	17,380円
7. 申込方法

※先ずはお電話にて定員をご確認の上、お申込み手続きを進めて下さい。

・窓口持参の場合 申込書をご記入の上受講料、テキスト代を添え当協会へお持ち下さい。

・銀行振込の場合 申込書をご記入の上、ファックスにて申込みをしていただき、下記口座に受講料、テキスト代をお振込み下さい。

※受講料ご入金確認後、受講票等を郵送いたします。 ※テキストは当日お渡しいたします。

・振込口座 常陽銀行下館支店 普通 6317925
・名 義 (一社)筑西労働基準協会
※振込手数料は、受講者様にてご負担願います。
8. 申込締切日 令和8年3月10日(火) 但し、定員に達した場合は期限前でも締切ります。
9. 教育方法 原則として、討議方法にします。
10. その他

◆申し込み締切日後の取り消しの場合、受講料等はお返しできませんのでご了承下さい。

◆請求書をご希望の場合は、受講申込書の請求書の欄にご記入下さい。

〒308-0825
茨城県筑西市下中山581-1
(一社)筑西労働基準協会
TEL 0296-24-2796
FAX 0296-24-9303

職長教育受講申込書

事業所名					
住所	〒				
電話番号			会員コード		
担当部署			担当者名	⑩	
※	※受講番号	氏	名	生年月日	※交付No.
		ふりがな		昭和 平成	
				年 月 日	
		ふりがな		昭和 平成	
				年 月 日	
		ふりがな		昭和 平成	
				年 月 日	
		ふりがな		昭和 平成	
				年 月 日	

上記の者、申し込みます。

令和 年 月 日

注)

①※は協会記入欄の為記入しないでください。

②「修了証」の基本となるので正確に記入してください。

③茨城県内各地区労働基準協会の会員事業所様は、5桁の会員番号を太枠の会員コード欄に記入してください。
(記入がない場合は非会員として対応いたします。)

請求書

必要

不要

※どちらかに○を付けて下さい。

必要に○をつけた事業所には請求書をお送りします。

【個人情報について】

受講申込書にご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って保管・管理し、講習の的確な実施の為のみに使用します。

(一社)筑西労働基準協会

〒308-0825

茨城県筑西市下中山581-1

TEL:0296-24-2796

FAX:0296-24-9303



<講習会場案内図>

(一社) 茨城県トラック協会県西地区研修会館

茨城県筑西市乙 1154